る条例 福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正す (案)

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成六年福井県条例第二号) 部を次のように改正する。

び 同項第四号」を加える。 第一条中「第百四十二条第十一項の規定に基づく」の下に 「福井県議会議員および」を、 「同条第一 項第三号」 の 下 に 「およ

第二条中「この条、第四条および第五条において」を削る。

該候補者」に改める。 を「候補者は、候補者」に改め、 第二条の二中「福井県知事の選挙における候補者(以下この条および第六条において「知事候補者」という。) 「第百四十二条第一項第三号」の下に「または同項第四号」を加え、 「当該知事候補者」 は、 知事候補者」 を 当

第六条中「知事候補者」を「候補者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 例の施行の日(以下「施行日」という。 れた選挙については、 改正後の福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、 なお従前の例による。 )以後その期日を告示される選挙から適用 L 施行日の前日までにその期日を告示さ この条

## 提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、 福井県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営としたいので、この案を提出する。